

先進医療 A の施設基準の見直し（案）

告示番号 3：凍結保存同種組織を用いた外科治療		
項目	変更前	変更後
実施責任医師の要件	（当該技術の経験症例数） 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として<u>十例以上</u>の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。	（当該技術の経験症例数） 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として<u>八例以上</u>の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
医療機関の要件	（他の医療機関との連携体制） 不要	（他の医療機関との連携体制） <u>日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していない場合は、当該バンクを有する保険医療機関と連携していること。</u>
	（医療機関としての当該技術の実施症例数） 当該療養について<u>五例以上</u>の症例を実施していること。	（医療機関としての当該技術の実施症例数） 当該療養について<u>三例以上</u>の症例を実施していること。
	（その他） 日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること。	（その他） 日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること又は当該バンクを有する保険医療機関から提供された組織を用いて当該療養を実施していること。
その他の要件	（頻回の実績報告） 届出月から起算して<u>六月</u>が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。	（頻回の実績報告） 届出月から起算して<u>一年</u>が経過するまでの間又は届出後当該療養を<u>十例実施するまでの間</u>は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

告示番号 67：ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

項目	変更前	変更後
医療機関の要件	（その他医療従事者の配置） <u>専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。</u>	（その他医療従事者の配置） <u>臨床検査技師が配置されていること。</u>

告示番号 68：細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

項目	変更前	変更後
医療機関の要件	（その他医療従事者の配置） <u>専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。</u>	（その他医療従事者の配置） <u>臨床検査技師が配置されていること。</u>

先進医療施設基準(要件)一覧表 (変更案)

先 - 4 - 2
26.3.13

No.	告示番号	先進医療名	適応症等	Ⅰ. 実施責任医師の要件													Ⅱ. 医療機関の要件																	Ⅲ. その他の要件						
				診療科		資格		当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 実施者〔術者〕		当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置		病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	他の医療機関との連携	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他		頻回の実績報告	その他									
				要件	内容	要件	内容	○年数以上	○年数以上	○例以上	○例以上	内容	要件	内容	要件	内容	看護	要件	内容	要件	○床以上	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	○症例	内容	要件	○症例	○月間	内容						
1	一	高周波切除器を用いた子宮腺筋症切除術	子宮腺筋症	要	産婦人科又は婦人科	要	産婦人科専門医	要	5	要	3	要	10	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	不要	不要	不要	麻酔に従事する医師 臨床工学技士	要	1	要	産婦人科又は婦人科	要	要	要	要	要	要	5	不要	不要	不要	不要	不要			
2	二	膝関節再建手術における画像支援ナビゲーション	前十字靱帯損傷又は後十字靱帯損傷	削除																																				
3	三	凍結保存同種組織を用いた外科治療	心臓弁又は血管を移植する手術 (組織の凍結保存を同一施設内で行うものに限る。)を行うもの	要	外科、心臓血管外科、小児外科又は泌尿器科	要	外科専門医、心臓血管外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医	要	10	要	5	要	5	要	8	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師3名以上	不要	不要	要	臨床検査技士	要	200	要	外科、心臓血管外科、小児外科又は泌尿器科及び麻酔科	要	要	要	要	要	必要な場合に事前に開催する。	要	要	3	・日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること。 ・組織バンクを有していない場合は、組織バンクを有する保険医療機関と連携し、当該医療機関から提供された組織を用いて当該療養を実施していること。	要	10	12	
4	四	造血器腫瘍細胞における薬剤耐性遺伝子産物P糖蛋白の測定	白血病、悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫	削除																																				
5	五	悪性高熱症診断法(スキンドファバー法)	悪性高熱症が強く疑われるもの(手術が予定されている場合に限る。)	要	麻酔科	要	麻酔科専門医	不要	要	5	要	3	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	不要	不要	不要	不要	不要	要	麻酔科	要	要	不要	不要	要	要	必要な場合に事前に開催する。	要	要	3	不要	不要	不要	不要	不要		
6	六	先天性血液凝固異常症の遺伝子診断	アンチトロンビン欠乏症、第Ⅳ因子欠乏症、先天性アンチトロンビンⅢ欠乏症、先天性ヘパリンコファクターⅡ欠乏症又は先天性プラスミノーゲン欠乏症	要	血液内科又は小児科	要	血液専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	血液内科又は小児科	不要	不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要	不要	不要	不要	不要	
7	七	三次元形状解析による体表の形態的診断	頭蓋、顔面又は頭部の変形性疾患	要	形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科	要	形成外科専門医、脳神経外科専門医、小児外科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は口腔外科専門医	要	4	要	1	要	3	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	不要	不要	要	形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科	不要	不要	不要	不要	要	要	不要	要	3	不要	不要	不要	不要	不要	不要			
8	八	陽子線治療	限局性固形がん	要	放射線科	要	放射線科専門医	要	10	要	2(1)	要	5	要	10	・当該技術の経験年数が1年以上の場合は、放射線治療(4門以上の照射、運動照射、原形照射又は強度変調放射線治療(MMRT))による体外照射に限る。 ・症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	不要	不要	要	診療放射線技師	不要	要	放射線科	不要	不要	不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	10	不要	不要	不要	不要	不要
9	九	成長障害の遺伝子診断	特発性低身長症	要	内科又は小児科	要	内分泌代謝科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科又は小児科	不要	不要	不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要	不要	不要	不要	不要
10	十	経頸静脈肝内門脈大循環短絡術	内視鏡的治療若しくは薬物治療に抵抗性を有する食道静脈瘤若しくは胃静脈瘤、門脈圧亢進症性胃腸症、難治性腹水又は難治性肝性胸水	要	消化器内科又は消化器外科	要	肝臓専門医	要	5	要	3	要	10	要	15	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	消化器外科2名以上	不要	要	臨床工学技士	要	20	要	消化器内科又は消化器外科、麻酔科及び放射線科(当該療養を主として実施する医師が消化器内科の場合、消化器内科、消化器外科、麻酔科及び放射線科)	要	要	要	要	要	必要な場合に事前に開催する。	要	要	5	不要	不要	不要	不要	不要

先進医療施設基準(要件)一覧表 (変更案)

先 - 4 - 2
26.3.13

No.	告示 番号	先進医療名	適応症等	Ⅰ. 実施責任医師の要件										Ⅱ. 医療機関の要件																Ⅲ. その他の要件								
				診療科		資格		当該診療 科の 経験年 数	当該技 術の 経験年 数	当該技 術の経 験症例 数 [術者]	当該技 術の経 験症例 数 助手又 は術者	その他	実施診療科の医 師数	他診療科の医 師数	看護配置	その他医療従 事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急 手術 の実 施 体 制	他 の 医 療 機 関 と の 連 携	保 守 管 理 体 制	倫理委員会による 審査体制	医療安 全管 理委 員会 の設 置	医療機関と しての当該 技術の実 施症例数	その他	頻回の実績 報告	その他										
				要件 内容	要件 内容	要件 〇年 数以上	要件 〇年 数以上	要件 〇例 以上	要件 〇例 以上	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 看護	要件 内容	要件 〇床 以上	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 〇症 例	要件 内容	要件 〇症 例	要件 〇月 間	要件 内容										
11	十一	骨髄細胞移植による血管新生療法	閉塞性動脈硬化症又はバージャー病(いずれも従来の治療法に抵抗性のもので、フォンタン分類Ⅲ度又は同分類Ⅳ度のものに限る。)	要	循環器内科、外科又は心臓血管外科	要	循環器専門医又は心臓血管外科専門医	要	10	5	5	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	要	輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要	要	専任の細胞培養の担当者	要	200	要	循環器内科、外科又は心臓血管外科及び麻酔科	要		要	要	要	要	要	5	細胞培養を実施していること。	要	5	6	
12	十二	ミトコンドリア病の遺伝子診断	ミトコンドリア病が強く疑われるもの	削除																																		
13	十三	神経変性疾患の遺伝子診断	脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症性周期性四肢麻痺又はマククリード症候群	要	神経内科又は小児科	要	神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	1	1	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	神経内科又は小児科	不要		要	要	要	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 ・神経疾患の遺伝子診断ガイドライン2009に準拠した遺伝子診断を実施する体制が必要。 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要					
14	十四	難治性眼疾患に対する羊膜移植術	再発翼状片、角膜上皮欠損(角膜移植によるものを含む。)、角膜穿孔、角膜化学腐食、角膜瘢痕、眼球癌着(スティーブンス・ジョンソン症候群、眼瞼天疱瘡、熱・化学外傷瘢痕その他の重症の瘢痕性角結膜疾患を含む。)、結膜上皮内過形成、結膜腫瘍その他の眼表面疾患	保険導入																																		
15	十五	重粒子線治療	限局性固形がん	要	放射線科	要	放射線科専門医	要	10	2 (1)	要	5	10	・当該技術の経験年数が1年以上の場合は、放射線治療(4門以上の照射、運動照射、原体重照射又は強度変調放射線治療(IMRT)による体外照射に限る。)による虚害について一年以上の経験を有すること。 ・症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	不要	不要	要	診療放射線技師	不要	要	放射線科	不要		要	要	要	要	要	10	不要						
16	十六	硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療	腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊髄管狭窄症又は腰下肢痛(腰椎手術を実施した後のものであって、保存治療に抵抗性を有するものに限る。)	要	麻酔科又は整形外科	要	麻酔科専門医又は整形外科専門医	要	10	要	3	要	10	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師3名以上	不要	不要	要	臨床工学士	要	1	要	麻酔科及び整形外科	要		要	要	要	要	10	要	10				
17	十七	重症BCG副反応症例における遺伝子診断	BCG副反応又は非定型抗酸菌感染(重症のもの、反復しているもの又は難治であるものに限る。)	要	内科又は小児科	要	感染症専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科又は小児科	不要		要	要	要	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要					
18	十八	自家液体室素処理骨移植	骨軟部腫瘍切除後の骨欠損	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	5	要	5	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師3名以上	要	病理部門が設置され病理医1名以上	不要	不要	要	20	要	整形外科	要		要	要	要	要	5		要	10	6		
19	十九	マントル細胞リンパ腫の遺伝子検査	マントル細胞リンパ腫	要	血液内科	要	血液専門医	要	3	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	要	病理部門が設置され病理医1名以上	不要	要	臨床検査技師	不要	要	血液内科	不要		要	要	要	1	遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要						
20	二十	抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査	悪性脳腫瘍	要	脳神経外科	要	脳神経外科専門医	要	5	要	1	要	3	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	要	病理部門が設置され病理医1名以上	不要	要	薬剤師臨床検査技師	不要	要	脳神経外科	不要		要	要	3	遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要						
21	二十一	Q熱診断における血清抗体価測定及び病原体遺伝子検査	Q熱が強く疑われるもの	削除																																		

先進医療施設基準(要件)一覧表 (変更案)

先 4 2
2 6 . 3 . 1 3

No.	告示 番号	先進医療名	適応症等	Ⅰ. 実施責任医師の要件												Ⅱ. 医療機関の要件																	Ⅲ. その他の要件				
				診療科		資格		当該診療科の 経年数	当該技 術の 経年数	当該技 術の経 験症例 数	当該技 術の実 施者 〔術者〕	当該技 術の経 験症例 数	助手又 は術者	その他	実施診療科の医 師数	他診療科の医 師数	看護配置	その他医療従 事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実 施体制	他の 医療機 体制度 との連 携	保守管 理体制	倫理委員会による 審査体制	医療安全 管理委員 会の設置	医療機関と しての当該 技術の実 施症例数	その他	頻回の実績 報告	その他							
				要件	内容	要件	内容	要件	〇年数 以上	要件	〇年数 以上	要件	〇例 以上	要件	〇例 以上	内容	要件	内容	要件	内容	要件	看護	要件	内容	要件	〇床 以上	要件	内容	要件	内容	要件	〇症 例	内容	要件	〇症 例	〇月 間	内容
22	二二一	家族性アルツハイマー病の遺伝子診断	家族性アルツハイマー病	要	神経内科又は精神科	要	神経内科専門医又は精神科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師が2名以上	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	神経内科又は精神科	不要	要	要	要	要	要	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 ・神経疾患の遺伝子診断ガイドライン2009に準拠した遺伝子診断を実施する体制が必要。 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要		
23	二三三	腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術	膀胱尿管逆流症（国際分類グレードⅤの高度逆流症を除く。）	要	泌尿器科	要	泌尿器科専門医	要	5	要	3	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師が2名以上	要	麻酔科標榜医1名以上	不要	要	臨床工学士	要	1	要	泌尿器科	要	要	要	要	要	要	5	不要			
24	二四四	泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術	泌尿生殖器腫瘍（リンパ節転移の場合及び画像によりリンパ節転移が疑われる場合に限る。）	要	泌尿器科	要	泌尿器科専門医	要	5	要	3	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師が2名以上	要	病理部門が設置され病理医1名以上	不要	要	臨床工学士	要	1	要	泌尿器科及び麻酔科	要	要	要	要	要	要	5	不要			
25	二五五	末梢血幹細胞による血管再生治療	慢性閉塞性動脈硬化症又はパージャーマン病（重篤な虚血性心疾患又は脳血管障害を有するものを除く。）	要	循環器内科、心臓血管外科又は心臓血管外科	要	循環器専門医又は心臓血管外科専門医	要	10	要	5	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	要	輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要	要	専任の細胞培養の担当者	要	200	要	循環器内科、心臓血管外科及び麻酔科	要	要	要	要	要	要	5	細胞培養を実施していること。	要	5	6
26	二六六	末梢血単核球移植による血管再生治療	慢性閉塞性動脈硬化症又はパージャーマン病（従来の内科的治療及び外科的治療が無効であるものに限る。三年以内に悪性新生物の既往歴を有する者又は未治療の糖尿病網膜症である者に係るものを除く。）	要	循環器内科又は心臓血管外科	要	循環器専門医又は心臓血管外科専門医	要	10	要	5	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	要	輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要	要	専任の細胞培養の担当者	要	200	要	循環器内科又は心臓血管外科及び麻酔科	要	要	要	要	要	要	5	細胞培養を実施していること。	要	5	6
27	二七七	CYP2C19遺伝子多型検査に基づくペプターメイドのヘリコバクターピロリ除菌療法	ヘリコバクターピロリ感染を伴う胃痛又は十二指腸潰瘍	要	消化器内科又は消化器外科	要	消化器病専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	消化器内科又は消化器外科	不要	要	要	要	要	要	要	3	不要				
28	二七八	非生体ドナーから採取された同種骨・筋帯組織の凍結保存	骨又は軟部組織の欠損	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	5	要	5	要	3	要	5	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科標榜医1名以上	不要	要	不要	要	1	要	整形外科	要	要	要	要	要	5	日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること。	要	10	6
29	二九九	X線CT画像診断に基づく手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術	難治性根尖性歯周炎（通常の根管治療では効果が認められないものに限る。）	要	保険導入																																
30	三十	定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価	骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍摘出術後のもの	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	6	要	1	要	3	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	要	不要	不要	要	診療放射線技師	不要	要	整形外科及び放射線科	不要	要	要	要	要	要	要	5	不要				
31	三十一	歯周外科治療におけるバイオ・オゾン化エアーシステムを用いたセメント除去術	歯周炎による重度垂直性骨欠損	要	歯科又は歯科口腔外科	要	歯周病専門医又は口腔外科専門医	要	5	要	3	要	5	要	6	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	要	不要	不要	要	看護師又は歯科衛生士1名以上	不要	要	歯科又は歯科口腔外科	不要	要	要	要	要	要	要	10	要	20	6	
32	三十二	セメント固定人工股関節再置換術におけるコンピュータ支援フルオロスコピーを用いたセメント除去術	人工股関節再置換術を行う者に係るもの	要	削除																																
33	三十三	樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法	腫瘍抗原を発現する消化管悪性腫瘍（食道がん、胃がん又は大腸がんに限る。）、原発性若しくは転移性肝がん、膵臓がん、胆道がん、進行再発乳がん又は肺がん	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、呼吸器外科又は乳腺外科	要	血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医、消化器内科、消化器外科又は乳腺外科	不要	要	5	要	5	不要	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	要	病理部門が設置され病理医1名以上 輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要	要	専任の細胞培養の担当者	不要	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、呼吸器外科、消化器外科又は乳腺外科	要	要	要	要	要	要	要	15	細胞培養を実施していること。	要	10	6
34	三十四	自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法	がん性の胸水若しくは腹水又は進行がん	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、腫瘍内科又は消化器外科	要	血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医又は消化器外科専門医	不要	要	5	要	5	不要	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	不要	不要	要	専任の細胞培養の担当者	不要	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科	要	要	要	要	要	要	要	15	細胞培養を実施していること。	要	10	6	

先進医療施設基準(要件)一覧表 (変更案)

先 - 4 - 2
26.3.13

No.	告示番号	先進医療名	適応症等	Ⅰ. 実施責任医師の要件											Ⅱ. 医療機関の要件																	Ⅲ. その他の要件								
				診療科		資格		当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 [術者]	当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数		他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携体制	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告	その他										
				要件	内容	要件	内容	○年数以上	○年数以上	○例以上	○例以上	内容	要件	内容	要件	内容	看護	要件	内容	○床以上	要件	内容	要件	要件	要件	審査開催の条件	要件	要件	○症例	内容	要件	○症例	○月間	内容						
35	三十五	自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法	がん性の胸水若しくは腹水又は進行がん	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科	要	血液専門医、消化器専門医、呼吸器専門医又は消化器外科専門医	不要	要	5	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	不要	不要	要	専任の細胞培養の担当者	不要	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科	要		要	要	必要な場合に事前に開催する。	要	要	15	細胞培養を実施していること。	要	10	6					
36	三十六	EBウイルス感染症迅速診断(リアルタイムPCR法)	EBウイルス感染症(免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。)	要	内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科	要	総合内科専門医、小児科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医	要	3	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科	不要		不要	不要	要	不要		要	要	1		不要					
37	三十七	多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	白内障	要	眼科	要	眼科専門医	要	5	要	1	要	10	要	15	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	要	視能訓練士	不要	要	眼科	不要		不要	不要	不要	不要		不要	要	10		不要				
38	三十八	フェニルケトン尿症の遺伝子診断	フェニルケトン尿症、高フェニアラニン血症又はビオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損症	要	小児科	要	小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	小児科	不要		不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要					
39	三十九	培養細胞によるライソゾーム病の診断	ライソゾーム病(ムコ多糖症Ⅰ型及びⅡ型、ゴーシェ病、ファブリ病並びにポンペ病を除く。)	要	小児科又は産婦人科	要	小児科専門医、産婦人科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	3	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	要	専任の細胞培養の担当者	不要	要	小児科又は産婦人科	不要		不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 ・細胞培養を実施していること。	不要					
40	四十	腹腔鏡下子宮体がん根治手術	手術進行期分類Ⅰb期までの子宮体がん	保険導入																																				
41	四十一	培養細胞による脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症の診断	脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症	要	小児科又は産婦人科	要	小児科専門医、産婦人科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	3	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	要	専任の細胞培養の担当者	不要	要	小児科又は産婦人科	不要		不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 ・細胞培養を実施していること。	不要					
42	四十二	RET遺伝子診断	甲状腺髄様癌	要	内科、小児科、小児外科又は耳鼻いんこう科	要	総合内科専門医、内分泌代謝専門医、小児科専門医、小児外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科、小児科、外科、小児外科又は耳鼻いんこう科	不要		不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要					
43	四十三	角膜ジストロフィーの遺伝子解析	角膜ジストロフィー	要	眼科	要	眼科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	眼科	不要		不要	不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	1	遺伝カウンセリングの実施体制が必要。	不要				
44	四十四	光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助	ICD-10(平成二十一年総務省告示第百七十六号(統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を定める件)の「3」の「1」疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表」に規定する分類をいう。)(においてF2(統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害)に分類される疾病及びF3(気分(感情)障害)に分類される疾病のいずれかの疾病であることが強く疑われるうつ症状(器質的疾患に起因するものを除く。)	保険導入																																				
45	四十五	内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術	下肢慢性静脈不全症(下腿の広範囲の皮膚に色素沈着、硬化若しくは萎縮が起こり、又は潰瘍を有するものであって、超音波検査により穿通枝の血液が逆流していることが確認されるものに限る。)	保険導入																																				

先進医療施設基準(要件)一覧表 (変更案)

先 - 4 - 2
2 6 . 3 . 1 3

No.	告示番号	先進医療名	適応症等	Ⅰ. 実施責任医師の要件												Ⅱ. 医療機関の要件																	Ⅲ. その他の要件					
				診療科	資格	当該診療科の経年数	当該技術の経年数	当該技術の経験症例数 実施者【前者】	当該技術の経験症例数 助手又は将者	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査体制	他の医療機関との連携	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実症例数	その他	採回の実績報告	その他											
																												要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件
46	四十六	歯科用CAD・CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴	小臼歯の重度のう蝕に対して全部被覆冠による歯冠補綴が必要なもの	保険導入																																		
47	四十七	実物大臓器立体モデルによる手術支援	骨盤、四肢骨又は関節に著しい変形又は欠損を伴う疾患又は外傷	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	5	要	1	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師2名以上	不要	不要	不要	要	臨床工学技士	要	20	要	整形外科、麻酔科及び放射線科	要		要	要	不要	要	要	5	不要			
48	四十八	単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）	単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症（免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。）	要	皮膚科	要	皮膚科専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要		要	皮膚科	不要		要	要	不要	要	要	1	不要				
49	四十九	網膜芽細胞腫の遺伝子診断	網膜芽細胞腫の患者又は遺伝性網膜芽細胞腫の患者の血族に係るもの	要	眼科	要	眼科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	要	臨床遺伝専門医 臨床検査技師	不要		要	眼科及び小児科	不要		要	要	不要	要	要	1	-遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 -遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	要	12			
50	五十	胸腔鏡下動脈管開存症手術	動脈管開存症（最大径が十ミリメートル以下であって、石灰化、感染又は瘤化していない動脈管に係るものに限る。）	保険導入																																		
51	五十一	腹腔鏡下スリプ状胃切除術	BMI（患者の体重をキログラムで表した数値をその者の身長メートルで表した数値の二乗で除して得た数値をいう。）が三十五以上の肥満症	保険導入																																		
52	五十二	IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価	C型慢性肝炎（インターフェロン・リパビリン併用療法による効果が見込まれるものに限る。）	要	消化器内科又は肝臓内科	要	肝臓専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要		不要	不要	不要	不要	要	薬剤師 臨床検査技師	不要		要	消化器内科又は肝臓内科	不要		不要	要	要	不要	要	要	1	-遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 -遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要		
	五十二	IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価【委託】	C型慢性肝炎（インターフェロン・リパビリン併用療法による効果が見込まれるものに限る。）	要	消化器内科又は肝臓内科	要	肝臓専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	不要	不要	不要	不要		要	消化器内科又は肝臓内科1名以上	不要	不要	不要	要	薬剤師 臨床検査技師	不要		要	消化器内科又は肝臓内科	不要		不要	要	要	不要	要	不要		不要			
	五十二	IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価【受託】	C型慢性肝炎（インターフェロン・リパビリン併用療法による効果が見込まれるものに限る。）	要	消化器内科又は肝臓内科	要	肝臓専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要		不要	不要	不要	不要	要	薬剤師 臨床検査技師	不要		要	消化器内科又は肝臓内科	不要		不要	要	要	1	-遺伝カウンセリングの実施体制が必要。 -遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要			当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること。		
53	五十三	前眼部三次元画像解析	緑内障、角膜ジストロフィー、角膜白斑、角膜変性、角膜不正乱視、水疱性角膜炎、円錐角膜若しくは水晶体疾患又は角膜移植術後である者に係るもの	要	眼科	要	眼科専門医	要	4	不要	要	10	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	不要	不要	要	眼科	不要		要	眼科	不要		不要	要	10	不要							
54	五十四	有床歯槽補綴治療における総合的咬合・咀嚼機能検査	咀嚼機能の回復のために有床歯槽補綴が必要な歯の欠損	要	歯科	要	補綴歯科専門医	要	5	要	1	要	5	要	7	症例数は効果が認められたものに限る。	不要	不要	不要	不要	要	歯科	不要		要	歯科	不要		不要	要	5	不要						

先進医療施設基準(要件)一覧表(変更案)

先 - 4 - 2
26.3.13

No.	告示番号	先進医療名	適応症等	Ⅰ. 実施責任医師の要件										Ⅱ. 医療機関の要件															Ⅲ. その他の要件													
				診療科	資格	当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 【術者】	当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数		他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告	その他														
											要件	内容																	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容
55	五十五	急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定	急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)であって初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ腫若しくはバーキットリンパ腫	要	小児科又は内科	要	5	要	3	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに 限る。	要	血液専門医の経験を5年以上有する常勤医師3名以上	不要	不要	要	7対1看護以上	要	臨床検査技師	要	10	要	小児科	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	20		不要	不要								
	五十五	急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定【委託】	急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)であって初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ腫若しくはバーキットリンパ腫	要	小児科又は内科	要	5	不要	不要	不要	不要	不要	不要	症例数は効果が認められたものに 限る。	不要	血液専門医の経験を5年以上有する常勤医師3名以上	不要	不要	不要	不要	不要	要	7対1看護以上	要	臨床検査技師	要	10	要	小児科又は内科	不要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	不要	不要	20	遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。	不要	不要				
	五十五	急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定【受託】	急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)であって初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ腫若しくはバーキットリンパ腫	要	小児科又は内科	要	5	要	3	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに 限る。	要	血液専門医の経験を5年以上有する常勤医師3名以上	不要	不要	不要	不要	不要	要	7対1看護以上	要	臨床検査技師	要	10	要	小児科	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	20		不要	不要		当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること。	不要	不要	
56	五十六	最小侵襲椎体椎間板揺脱洗浄術	脊椎感染症	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	10	要	3	要	3	要	8	症例数は効果が認められたものに 限る。	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科標榜医1名以上	要	10対1看護以上	要	診療放射線技師	要	20	要	整形外科	要	整形外科に従事する医師	要	要	不要	要	不要	要	5	要	5			
57	五十七	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全(経静脈栄養を要するものであって、経静脈栄養の継続が困難なもの又は困難になることが予測されるものに限る。)	要	小児外科、外科又は移植外科	要	消化器外科専門医又は小児外科専門医	要	5	要	1	要	1	要	2	症例数は効果が認められたものに 限る。	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	当該療養を実施するときは、必ず事前に開催する。	不要	要	2	移植関係学会合同委員会において、脳死ドナーからの小腸移植を実施するものとして選定された施設であること。	要	5	関係する学会等に対し症例を登録すること。							
58	五十八	多血小血管症を用いた難治性皮膚潰瘍の治療	通常の治療に抵抗性を有する難治性皮膚潰瘍(身体の状態により手術による治療が困難な者等に係るものに限る。)	要	外科、形成外科又は皮膚科	要	外科専門医、形成外科専門医又は皮膚科専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに 限る。	不要	要	輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要	不要	要	臨床工学技士	不要	不要	要	外科、形成外科又は皮膚科	不要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する。	要	要	1	無菌室その他無菌実験室等の設備により無菌の状態で作業を行うことができる施設において、無菌化された器具を用いて製剤の処理が行われていること。	不要	不要							
59	五十九	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する生体ドナーからの小腸部分移植	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全(経静脈栄養を要するものであって、経静脈栄養の継続が困難なもの又は困難になることが予測されるものに限る。)	要	小児外科、外科又は移植外科	要	消化器外科専門医又は小児外科専門医	要	5	要	1	要	1	要	2	症例数は効果が認められたものに 限る。	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	当該療養を実施するときは、必ず事前に開催する。	不要	要	2	・移植関係学会合同委員会において、脳死ドナーからの小腸移植を実施するものとして選定された施設であること。 ・臓器の提供が他から強制されたものでないこと等を複数の第三者(当該移植に関与していない者であって、臓器の提供者の権利を保護する立場にある当該提供者の家族以外のものであり、かつ当該保険医療機関の倫理委員会の指名を受けた精神科医等であるものをいう。)が確認すること。 ・日本移植学会が策定した倫理指針を遵守すること。	要	5	関係する学会等に対し症例を登録すること。							
60	六十	自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療	脊髄損傷(損傷後六月を経過してもなお下肢が完全な運動麻痺を呈するものに限る。)	要	整形外科又は脳神経外科	要	整形外科専門医又は脳神経外科専門医	要	10	要	3	要	3	不要	症例数は効果が認められたものに 限る。	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科標榜医1名以上	要	10対1看護以上	要	臨床検査技士	要	20	要	整形外科又は脳神経外科並びに泌尿器科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、病理診断科及び麻酔科	要	要	必要な場合に事前に開催する。	要	要	3		要	10	6					
61	六十一	削除																																								

先進医療施設基準(要件)一覧表 (変更案)

先 - 4 - 2
2 6 . 3 . 1 3

No.	告示 番号	先進医療名	適応症等	Ⅰ. 実施責任医師の要件										Ⅱ. 医療機関の要件																	Ⅲ. その他の要件										
				診療科		資格		当該診療科の経歴年数	当該技術の経歴年数	当該技術の経歴症例数 [術者]	当該技術の経歴症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査 連携体制との連携	他の医療機関との連携	倫理委員会による 審査体制	医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告		その他												
				要件	内容	要件	内容	要件	〇年数以上	要件	〇年数以上	要件	〇例以上	要件	〇例以上	内容	要件	内容	要件	看護	要件	内容	要件	〇床以上	要件	内容	要件	内容	要件	〇症例	内容	要件	〇症例	〇月間	内容						
62	六十二	腹腔鏡下仙骨腫固定術	骨盤臓器脱	要	産婦人科	要	産婦人科専門医	要	5	要	2	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに 限る。	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科標準医1名以上	不要		不要			要	1	要	産婦人科	不要		要	要	5		不要						
63	六十三	硬膜外自家血注入療法	脳脊髄液漏出症(起立性頭痛を有する患者に係るものであって、脳脊髄液漏出症の画像診断基準(社団法人日本整形外科学会、社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本頭痛学会、一般社団法人日本脳神経外傷学会、一般社団法人日本脊髄外科学会、一般社団法人日本脊髄脊髄病学会及び日本脊髄障害医学会が認めたものをいう。))に基づき確定であると診断されたものをいう。)	要	神経内科、整形外科、脳神経外科又は麻酔科	不要		要	5	要	1	要	3	要	4	症例数は効果が認められたものに 限る。	不要		不要		不要			要	1	要	神経内科、整形外科、脳神経外科又は麻酔科	要		要	要			要	5	6					
64	六十四	食道アカラシア等に対する経口内視鏡的筋層切開術	食道アカラシア、食道びまん性けいれん症等の食道運動機能障害を有するもの(食道の内腔が狭窄しているものに限る。)	要	消化器内科又は消化器外科	要	消化器外科専門医又は消化器内視鏡専門医	要	5	要	1	要	5	要	15	・症例数は効果が認められたものに限る。 ・内視鏡的食道粘膜切開術(早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術に限る。))について二十例以上の症例を実施していること。	要	常勤医師3名以上(ただし、当該療養を主として実施する医師が専ら消化器内科に従事している場合には、消化器外科において、医師が配置されていること)	要	麻酔科の常勤医1名以上	不要		不要		要	20	要	消化器内科又は消化器外科及び麻酔科	要		要	要			要	20	3ヶ月に1回報告				
65	六十五	MEN1遺伝子診断	多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)が疑われるもの(原発性副甲状腺機能亢進症(pHPT)(多腺症でないものにあっては、四十歳以下の患者に係るものに限る。))又は多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)に係る内分泌腫瘍症(当該患者の家族に多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)に係る内分泌腫瘍症を発症したものがいる場合又は多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)に係る内分泌腫瘍症を複数発症している場合に限る。))	不要		要	内分泌代謝科専門医、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医	不要		要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師1名以上	不要		不要		要	臨床検査技師	不要		要	内科又は外科	不要		不要	不要	不要	要	要	1	遺伝カウンセリングの実施体制が必要。	不要				
66	六十六	金属代替材料としてガラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた三ユニットブリッジ治療	臼歯部中間欠損(臼歯部のうち一歯が欠損し、その欠損した臼歯に隣接する臼歯を支台歯とするものに限る。)	要	歯科	要	補綴歯科専門医	要	5	要	1	要	5	要	6	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤歯科医師1名以上	不要		不要		要	歯科衛生士及び歯科技工士1名以上	不要		要	歯科	不要		不要	不要	不要	要	要	5		要	10	6	
67	六十七	ウイルスに起因する難治性の眼感染症に対する迅速診断(PCR法)	豚脂様角膜後面沈着物若しくは眼圧上昇の症状を有する片眼性の前眼部疾患(ヘルペス性角膜内皮炎又はヘルペス性虹彩炎が疑われるものに限る。))又は網膜に壊死病巣を有する眼感染症(急性網膜壊死、サイトメガロウイルス網膜炎又は進行性網膜外層壊死が疑われるものに限る。))	要	眼科	要	眼科専門医又は感染症専門医	要	10	要	1	要	20	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師3名以上	要	内科医1名以上	不要		要	臨床検査技師	不要		要	内科及び眼科	不要		不要	不要	不要	不要	要	要	15		要	15	6	当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。
68	六十八	細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染症に対する迅速診断(PCR法)	前房蓄膿、前房フィブリン、硝子体混濁又は網膜病変を有する眼内炎	要	眼科	要	眼科専門医又は感染症専門医	要	10	要	1	要	20	不要	症例数は効果が認められたものに限る。	要	常勤医師3名以上	要	内科医1名以上	不要		要	臨床検査技師	不要		要	内科及び眼科	不要		不要	不要	不要	要	要	15		要	15	6	当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。	

先進医療施設基準(要件)一覧表(変更案)

先 - 4 - 2
26.3.13

No.	告示 番号	先進医療名	適応症等	Ⅰ. 実施責任医師の要件										Ⅱ. 医療機関の要件																		Ⅲ. その他の要件			
				診療科		資格		当該診療 科の経 験年 数	当該技 術の経 験年 数	当該技 術の経 験症例 数 実施者 〔術者〕	当該技 術の経 験症例 数 助手又 は術者	その他	実施診療科の医 師数	他診療科の医 師数	看護配置	その他医療従 事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術 の実施 体制	院内検 査	他の医 療機 関との 連 携 体制	保守 管理 体制	倫理委員会による 審査体制	医療安 全管理 委員会 の設置	医療機関と しての当該 技術の実 施症例数	その他	頻回の実績 報告		その他					
				要件 内容	要件 内容	要件 ○年 数以上	要件 ○年 数以上	要件 ○例 数以上	要件 ○例 数以上	内容	要件 内容	要件 内容	要件 看護	要件 内容	要件 ○床 以上	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 内容	要件 ○症 例	内容	要件 ○症 例	○月 間	内容					
69	六十 九	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	甲状腺がん(未分化がんを除き、甲状腺皮膜浸潤及び明らかなリンパ節腫大を伴わないものに限る。)	要 外科、頭頸部 外科、耳鼻い んこう科又は 内分泌外科	要 甲状腺外科専門医 又は内分泌外科専門医	要 10	要 10	要 1	要 5	不要	不要	不要	不要	不要	要 外科、頭頸部外 科、耳鼻いんこう 科又は内分泌外科	要	要	要	不要	不要	要	要	要	5	不要	不要	不要	不要	不要						
70	七十	内視鏡下頭部良性腫瘍摘出術	甲状腺良性腫瘍、バセドウ病又は副甲状腺機能亢進症	要 外科、頭頸部 外科、耳鼻い んこう科又は 内分泌外科	要 甲状腺外科専門医 又は内分泌外科専門医	要 10	要 10	要 1	要 5	不要	不要	不要	不要	不要	要 外科、頭頸部外 科、耳鼻いんこう 科又は内分泌外科	要	要	要	不要	不要	要	要	不要		不要	不要	不要	不要	不要						